

証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案

現行

（適用除外行為）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む外国の法人その他の団体（次号において「関係外国証券業者」という。）から売買の別（法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為
- イ 当該証券会社が、他の法人その他の団体の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条（口を除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この項において「子会社」という。）
- ロ 当該証券会社が、他の法人その他の団体に総株主の議決権（

（適用除外行為）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為
- イ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条（口を除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）
- ロ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権

法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「親会社」という。）

八 当該証券会社の親会社が、他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 関係外国証券業者の計算による取引に関し、売買の別、銘柄、数及び価格について当該証券会社が定めることができることを内容とする契約（第四条及び第十一条において「取引一任契約」という。）を締結する行為

三丁七（略）

2 前項第一号において、当該証券会社及びその子会社又は当該証券会社の子会社が、他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の子会社とみなし、当該証券会社の親会社が、他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に

（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

八 当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

（新設）

二丁六（略）

2 前項第一号において、当該証券会社及びその外国子会社又は当該証券会社の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国子会社とみなし、当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決

係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の親会社とみなす。

3・4 (略)

5 証券会社は、第一項第二号に規定する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第四十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する証券会社にあつては金融庁長官に、それ以外の証券会社にあつては当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出するものとする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 当該契約を締結しようとする相手方の商号又は名称

6 証券会社は、第一項第五号の規定による契約の書面による締結に代えて、当該契約の締結を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該証券会社は、当該契約を書面により締結したものとみなす。

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場

権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国親会社とみなす。

3・4 (略)

(新設)

5 証券会社は、第一項第四号の規定による契約の書面による締結に代えて、当該契約の締結を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該証券会社は、当該契約を書面により締結したものとみなす。

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場

合を含む。()に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付け(取引一任契約に基づいて当該契約を締結した者)(以下この条及び第十一条において「取引一任契約者」という。)(の計算においてする買付け又は売付けを含む。)(と対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをする行為

五 (略)

六 令第二十條第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この条において「時価新株予約権証券」という。)(又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。)(以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資証券に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)(以外の優先出資証券を除く。)(の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。)(又

合を含む。()に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付けと対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをする行為

五 (略)

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)(第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この条において「時価新株予約権証券」という。)(又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。)(以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)(以外の優先出資証券を除く。)(の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の四第

は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券をいう。次号において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け（取引一任契約に基づいて取引一任契約者の計算において行う買付けを含み、有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第五項第九号に規定する買付け等（買付けに限る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第四百九十九条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図

一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券をいう。次号において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け（有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第五項第九号に規定する買付け等（買付けに限る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第四百九十九条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条の規定に基づ

るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）をする行為

ロ二（略）

七九（略）

十 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買（オプションが行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引をする行為（取引一任契約に基づいて取引一任契約者の計算においてこれらの取引をする行為を含む。）

十一十四（略）

十五 顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に取引一任契約者の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格（買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう。）で取引一任契約に基づいて有価証券の買付け又は売付けをする行為

き金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）をする行為

七九（略）

十 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買（オプションが行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引をする行為

十一十四（略）

（新設）

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 法第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づいて取引一任契約者の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 (略)

四 法第三十四条第二項第二号の投資信託委託業に基づく投資信託財産(投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。)の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は法第三十四条第二項第一号の投資法人資産運用業に基づく投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条第九項に規定する投資法人をいう。)の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づいて取引一任契約者の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

五 (略)

六 証券会社に関する内閣府令第二十五条第十四号の確定拠出年金運営管理業に係る加入者等(確定拠出年金法(平成十三年法律第

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(新設)

三 (略)

四 証券会社に関する内閣府令第二十五条第十四号の確定拠出年金運営管理業に係る加入者等(確定拠出年金法(平成十三年法律第

八十八号)に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。
。)による運用の指図(有価証券の売買に係るものに限る。次号
において同じ。)に関する情報を利用して、自己の計算において
有価証券の売買その他の取引等を行い、若しくは取引一任契約に
基^レづいて取引一任契約者の計算において有価証券の売買その他の
取引等を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の
売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

七
(略)

八十八号)に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。
。)による運用の指図(有価証券の売買に係るものに限る。次号
において同じ。)に関する情報を利用して、自己の計算において
有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該加入者等以外の
顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する
行為

五
(略)